

バイエリア連携の会 規程

(名称)

第1条 本会は「バイエリア連携の会」(以下「連携の会」という)と称する。

(目的)

第2条 連携の会は、下記内容を開催目的とする。

- (1) 連携ネットワークの構築、連携担当者の資質向上と後進の育成。
- (2) 地域とのコミュニケーションの実施。
- (3) 社会的責任(以下 CSR という)の実施。

(事業)

第3条 連携の会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相互の連携・交流を図る活動。
 - (2) 資質向上と後進の育成に関するセミナー、勉強会の開催。
 - (3) 地域とのコミュニケーション活動。
 - (4) CSR を推進するための活動。
 - (5) その他連携の会の目的を達成するために必要な活動。
 - (6) 上記活動を協議するために定期的に連携の会を開催する。
- 2 連携の会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(組織)

第4条 連携の会の目的に賛同するメンバーで構成する。

第4条の2 連携の会に参加しようとする者は、世話人へ申し入れを行い、直後に開催される連携の会にて承認を行う。申し入れした者は、直後に開催される連携の会への参加を妨げない。

(役員)

第5条 連携の会に、次の役員を置く。

- (1) 世話人3名
- 2 世話人は、互選により総会において選任する。
- 3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 世話人は、連携の会を代表しその運営を総括する。

(総会)

第7条 連携の会の総会は、年1回開催する。

2 必要に応じて臨時総会を開催する。

第7条の2 総会は世話人が招集し、次の事項を審議決定する。

(1) 規程の制定、改正及び廃止に関すること。

(2) 役員を選任及び解任に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) その他連携の会の運営に関する事項。

2 総会においては、世話人が議長となる。

第7条の3 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条の4 総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決、又は委任することができる。

(事務局)

第8条 連携の会の事務局は世話人の施設に置くものとする。

(会費)

第9条 会費は、毎回1人500円とし開催当日に納入するものとする。外部講師を招聘する講演会については、別途会費を設定する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、連携の会に関し必要な事項は別に定める。

2 本規程に定められていない事項については、総会、臨時総会にて協議決定する。

附則

1 この規程は、平成22年8月20日から施行する。

2 この規程は、平成25年6月26日から施行する。

【平成 25 年 6 月 26 日改訂】

改訂前	改訂後
第 5 条 (1) 世話人 <u>2</u> 名	第 5 条 (1) 世話人 <u>3</u> 名
	<u>(会費)</u> <u>第 9 条 会費は、毎回 1 人 5 0 0 円とし開催当日に納入するものとする。外部講師を招聘する講演会については、別途会費を設定する。</u>
(その他) 第 <u>9</u> 条	(その他) 第 <u>1 0</u> 条